

朝鮮新式戸籍関連資料の基礎的研究 (4)

—国立歴史民俗博物館所蔵1906年平安南道孟山郡外南面戸籍—

山内民博

はじめに

朝鮮の戸籍制度は1896年（建陽元年）9月に制定・施行された戸口調査規則と戸口調査細則によって大きく変わり¹⁾、それにもとづいた戸籍が大韓帝国末の民籍法施行（1909年、隆熙3年）まで作成された。この時期の戸籍は、旧来の戸籍（旧式戸籍）に対し新式戸籍、あるいは主たる作成時期の年号をとって光武戸籍と呼ばれる²⁾。新式戸籍資料は現在、80府郡を越える地域の200冊以上が伝来している。

忠清南道泰安郡の同一年度の戸籍・統表・僧籍を検討した第1編、咸鏡南道端川郡の新式初年度（1896年）戸籍を検討した第2編、黄海道鳳山郡の僧屠籍を検討した第3編につづき（山内2011、2012、2018）、本稿ではこれまで存在を広くは知られていなかった平安南道孟山郡外南面の1906年（光武10）の戸籍をとりあげ、その内容を紹介・分析する。

本資料は現在、日本の国立歴史民俗博物館に所蔵されている³⁾。同博物館の朝鮮戸籍にはこのほかに1904年（光武8）の全羅北道任実郡下雲面の戸籍があり⁴⁾、いずれも水木家資料に含まれる資料である⁵⁾。孟山郡は朝鮮半島の北西に位置する平安南道の東部山間地にあり、東は咸鏡南道に接している。孟山郡には本戸籍が作成された1906年1月時点で8つの面（郡の下位の統治単位）があったが、外南面はその一つで、郡の官衙（館門）から南に20里（朝鮮里、1里は約400m）ほどに位置していた⁶⁾。

ところで、近年、新式戸籍の研究が進展するにつれ、戸籍の地域による差異もしだいに浮

1) 建陽元年勅令第61号 戸口調査規則（建陽元年9月1日頒布・施行、『官報』第420号、建陽元年9月4日付）、建陽元年内部令第8号 戸口調査細則（建陽元年9月3日発令、『官報』第423号、建陽元年9月8日付）。

2) 新式戸籍制度の大要・研究動向については山内（2014）を参照されたい。

3) 登録資料名称は『平安南道孟山郡戸籍大案』。1冊、縦29.70cm、横19.30cm。

なお、日本所在の朝鮮戸籍資料については『日本所在朝鮮戸籍関係資料解題』（東洋文庫東北アジア研究班（朝鮮）、東洋文庫、2004年）が整理しているが、本資料は同解題刊行後に所在が確認された。

4) 登録資料名称『全羅北道任実郡甲辰條戸籍表十二』。1冊、縦32.00cm、横21.20cm。

5) 水木家資料は奈良女子高等師範学校教授であった水木要太郎（1865～1938）のコレクションである（『水木家資料目録』国立歴史民俗博物館、2003年）。

6) 『関西邑誌』（21冊本）所収「同治十年十二月日孟山郡邑誌謄書冊」八面条。

かびあがりつつある。たとえば、1戸あたりの平均登載者(戸主および戸内同居者)数は漢城府のような都市部のほか、北部の咸鏡道地域(咸鏡南道・北道)が他地域よりも高い数値を示す⁷⁾。平安道地域(平安南道・北道)の現存新式戸籍については最近あいついで研究が発表されているところであるが、同じ北部でも咸鏡道地域に比べると1戸あたりの平均人数は多くない⁸⁾。こうした差異は、居住実態とともに戸の編成や戸口調査・戸籍作成の方法にもよることが予想され、新式の戸口調査と戸籍の性格を考える上で重要な意味をもつが、平安南道孟山郡ではどうだったのであろうか。以下、こうした点も含め、他地域との比較をまじえつつ、従来知られていなかった本資料の特徴を検討することにした。

1 孟山郡外南面戸籍の概要

(1) 戸籍の様式

1896年の戸口調査規則・戸口調査細則において戸籍編製の主体となったのは、首都漢城では五署、地方では道の下に置かれた府・牧・郡(邑と総称)であった。毎年、各邑では戸主から提出された戸籍表を編冊するとともに、それを謄書して計3部の戸籍を作成した。提出原本を綴じた戸籍は邑に残し、謄書した1部を各道の観察府に、もう1部を中央政府で戸籍を管掌した内部に道を経由して送った⁹⁾。

本資料には平安南道孟山郡の戸籍表248枚が綴じられており、表紙には「平安南道孟山郡戸籍大案」および「外南坊」と墨書されている。冒頭の戸籍表を図示すると、図1となる。戸籍表は各邑において所定の記載欄を印刷したものを準備したが、本資料の戸籍表最上部には「平安南道 孟山郡」と印刷されており、この戸籍表が孟山郡の戸籍表であることを示している。上段次行には「外南面 鷲岩里 瓦洞 第一統 第一戸」とある。面は坊とも称される郡の下の統治単位で、さらにその下位が里一洞一統一戸と編成されている。248枚の戸籍表はすべて「外南面」のもので、表紙の「外南坊」と符合する。戸籍表左端には「光武十年一月日 郡守尹舜儀」とあり、「孟山郡守之章」と読める印が押されている¹⁰⁾。光武10年は1906年にあたり、尹舜儀はこの年、孟山郡守に任じられていた¹¹⁾。以上のように本資料は

7) 新式初年度(1896~1897年)の戸口調査では全国平均1戸あたり4.0人であるが、漢城府では5.0人、咸鏡南道端川郡では9.6人であった(吉田光男2009: 87、山内2012: 37、山内2014: 48)。

8) たとえば、1897年の平安南道順川郡の戸あたり人数は2.9人(이정주2015a: 10)、1898年平安北道龜城郡はやや多く5.1人(이정주2013: 332)、1899年の平安北道定州郡では4.3人(이유진2016: 32)、1905年平安北道慈城郡は3.7人であった(이정주2015b: 278)。

9) 新式戸籍の制度・運用の概略については山内(2014: 41-50)で説明している。

10) ただし、左端に郡守名と官印のあるのは、冒頭と末尾の戸籍表だけである。

11) 『承政院日記』高宗43年2月初4日辛丑(1906、光武10年)。詳しく述べれば、尹舜儀が孟山郡守に任じられたのは旧暦2月4日、新暦2月26日のことで、戸籍表にある1月にはまだ孟山郡守ではない。赴任後に名をいれたか、戸籍の完成自体が1月より遅れていたのであろう。

孟山郡が光武10年に作成した戸籍のうち外南面の戸籍表をまとめた1冊であり、以下、『孟山郡外南面戸籍』と称することにしたい。

戸籍表の様式は戸口調査細則の戸籍式様に準じた通例のもので、右端に「戸籍表 第幾号」と、戸籍表の番号が振られている。戸籍表番号は冒頭の「第一号」にはじまり末尾の「第二百四十八号」までの通番になっている。「戸主」に関しては、姓名・年齢・本貫・職業・四祖（父・生父・祖・曾祖・外祖）および前居地・移居月日の欄があり、戸内同居者については「同居親属」欄にくわえ、「寄口」（同居親属に相当しない戸内に寄居・寄食する者：戸口調査細則第4条）と「雇傭」の男女別人数を記す欄がある。左下には「家宅」の欄があって、已有（持ち家）・借有（借家）、瓦家（瓦葺き）・草家（草葺き）別に家宅規模を示す間数を記すようになっている。各戸主はこのような戸籍表


郡山孟  道南安平																		
戸一第統一第 洞瓦里岩鷲面南外																		
光武十年 一月 日	外祖 金載澤	曾祖 鳳麟	祖 敏著	生父	父 允浩	主戸 金洛俊	戸籍表 第一 号	属親居同							年 六十一	本 慶州	業職 農	註明
												婦吉氏	子完兆	婦吉氏				
	郡守 尹舜儀	宅家				人口		現存	口寄		前居地	移居月日						
		共合 六 間	有借	有己	女	男		女	男					雇傭 女男				
	草		瓦	草	瓦													
	之郡孟 章守山					三		三										
						口		口	口	口								

図1 『孟山郡外南面戸籍』の戸籍表例

の各欄に記入して提出したのであるが、本資料では前居地・移居月日、および雇傭の欄は記入例がない。

また、各戸籍表は断裁された右片であり、これは本資料が戸主の提出した戸籍表原本を綴じて作成された、孟山郡保管の戸籍であった可能性を示す¹²⁾。しかしながら、複数の戸籍表

12) 戸口調査細則の規定によると、戸主は一葉左右に一件ずつ戸籍表が印刷された用紙に左右同じ内容を記入して当該官庁（地方であれば各邑）に提出した。各官庁ではそれに印を押して左右に切り離し、左辺の戸籍表は戸主に頒給し、右辺の戸籍表を綴じて戸籍を編冊した（戸口調査細則第2条）。平行して各官庁では戸籍表を謄書し、道と内部に提出する戸籍を作成した。現存戸籍では、内部提出本であることの判明する戸籍は左右に異なる戸の内容を記入した用紙を折って袋綴にしている例が多い。

を同じ手で書いていると判断できる例が多く、謄書された道・内部提出本であった可能性も捨てきれない。表紙に提出先・保管場所を示す記載はなく、同一の3部の戸籍のうち、元来どこで保管されていたものであったのかは確言できない。

なお、戸籍の作成された1906年1月の時点で孟山郡には8つの面があったが¹³⁾、残る7面の戸籍は伝来しておらず、他の年度の孟山郡戸籍も残っていない。また、新式戸籍制度では10戸を1統に編成して、その統ごとに統内10戸の戸主姓名と男女人数、家宅間数を記し、人数と間数を集計した統表を作成した。統表も邑で謄書・編冊して3部作られ、戸籍とともに道・内部に提出されることになっていたが、この統表も孟山郡のものはみつかっていない。

(2) 戸数と人口

表1は、『孟山郡外南面戸籍』に登載されている戸数と人口を、里・洞、男女別に示し、あわせて1戸あたりの平均人数を出したものである。本戸籍上の外南面は鷲岩里と朴達里の2里からなり、各里に6つの洞があった。外南面全体では戸数が248、人口が926人（男性492人、女性434人）となる¹⁴⁾。1戸あたりの平均人数は3.7人で、女性を100としたときの性比は113.4である。この248戸が戸口調査規則にあるとおり10戸ずつ統にまとめられて、第1統から第25統に編成されている。

裏表紙の見返しには、つぎのように本戸籍の戸口数・統数と家宅間数がまとめられている。

以上民二百四十九戸
 作統二十四統九戸
 人口合九百二十三口内
 男四百八十九口
 女四百三十四口
 瓦草家合一千一百四間内
 瓦三百七十二間
 草七百三十二間

表1 『孟山郡外南面戸籍』所載戸口数

里	洞	戸数	人口			戸あたり 人数
			男	女	計	
鷲岩	瓦	20	44	42	86	4.3
	吉峴	29	63	41	104	3.6
	文岩	17	32	36	68	4.0
	朱砵	25	54	46	100	4.0
	南陽	17	45	47	92	5.4
	新浦	12	12	12	24	2.0
	計	120	250	224	474	4.0
朴達	上界	24	37	33	70	2.9
	中界	29	44	42	86	3.0
	大興	32	68	55	123	3.8
	新興	20	37	33	72	3.6
	仁	12	24	22	46	3.8
	永安	11	31	25	55	5.0
	計	128	242	210	452	3.5
2里合計		248	492	434	926	3.7

朝鮮戸籍で已上条（以上条）とよばれる記載である。表1とくらべると、戸数で1戸多く

13) 本戸籍作成からまもない1906年9月に地方区域整理の一環として、隣接する順川郡の5面が孟山郡に編入され13面となった（『官報』光武10年9月28日付、附録、「勅令第49号 地方区域整理件」）。

14) 人口には寄口を含めている（男2人、女2人）。

人口は3人少ないが、19世紀の旧式戸籍の已上条のような大幅な乖離はなく¹⁵⁾、ほぼ収録戸籍表の集計値に近い。家宅の間数については後論することにして。

『孟山郡外南面戸籍』の戸数・人口を前後の孟山郡外南面の戸口記録と比較してみたのが表2である。18世紀中葉の『輿地図書』の戸口数に比べると、戸数が39戸、13.6%の減少、人口が484人、34.4%の減少である。本資料の翌年、警務顧問部がまとめた『韓国戸口表』では298戸、1689人となり、各々本資料から20.2%、83.4%の増加である。民籍実査による1910年の『民籍統計表』の数値も、281戸、1750人と『韓国戸口表』の戸口数に近い。

表2 孟山郡外南面の戸口数の推移

	戸口年度	戸数	人口	戸あたり 人数
輿地図書*	1759	287	1405	4.9
孟山郡外南坊戸籍	1906	248	921	3.7
韓国戸口表	1907	298	1689	5.7
民籍統計表	1910	281	1750	6.2

*輿地図書の戸口数は南面坊のうち鶯巖里と朴達里の合計値。

新式戸籍の戸口数が、18世紀の戸口記録や、警察力を動員して調査された『韓国戸口表』・『民籍統計表』にくらべ少ない現象は広くみられた(山内2014:48)。孟山郡外南面の戸口数変動も、戸口の実態を反映しているというより、漏戸・漏口が影響していたとみるのが自然であろう。

ただし、他地域に比べると、孟山郡外南面では戸口数、なかでも戸数の増減幅が小さい点は注目される。表3は、新式戸籍の戸口数を1としたときの、前後の時期の戸口記録の比率を孟山郡を含む6つの郡について示したものである¹⁶⁾。18世紀後半の『輿地図書』・『戸口総数』からの変化は増減さまざまなのであるが、新式戸籍と1910年の『民籍統計表』とを比べると、いずれの地域も『民籍統計表』の戸口数のほうが多い。そのなかで、1907年の慶尚南道草溪郡の新式戸籍は『民籍統計表』との差異が非常に小さく(戸数で5%、人口で1%の増加)、1906年の孟山郡新式戸籍がそれにつぐ(戸数で13%、人口で89%の増加)。ほかの4郡では『民籍統計表』の戸口数が新式戸籍の2倍前後から4倍以上に達する。警察力を動員して調査された『民籍統計表』の数値が実際の戸口数に近いといえるなら、1907年の草溪郡の新式戸籍の戸口把握率も高かったと考えられる(임학성2017:16)。草溪郡ほどではないにせよ、『民籍統計表』との差異が小さい孟山郡戸籍も比較的戸口把握率、とくに戸数の把握率は高かった可能性を示唆する。しかしながら、それが地域的な要因によるものなの

15) 旧式戸籍末尾に載せられる已上条・都已上条も元来は収録戸口の集計欄として設定されていたが、19世紀には収録戸口の集計値ではなく、調整された数値が載せられていた(山内2021:39-40)。

16) 表3の孟山郡以外の新式戸籍の出典はつぎのとおりである。

順川郡鳳岾面戸籍：1897年(이정주2015a:10、表3)

龜城郡内東面戸籍：1898年(이정주2013:332、表1)

端川郡新湍面戸籍：1896年(山内2012:37、表1)、

泰安郡遠二面戸籍：1905年(山内2011:51、表3)

草溪郡初冊面・伯岩面戸籍：1907年(임학성2017:16、表3)

表3 新式戸籍を基準とした各地の戸口比率推移

史料名（戸口年度）	平安南道				平安北道		咸鏡南道		忠清南道		慶尚南道	
	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	初冊面 伯岩面	人口
輿地図書（1759）	1.16	1.52	1.31	1.79	—	—	0.94	0.67	2.98	3.02	—	—
戸口総数（1789）	—	—	1.35	2.00	1.81	1.36	0.92	0.64	2.92	3.62	0.56	0.51
新式戸籍（1896-1907）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
民籍統計表（1910）	1.13	1.89	1.94	2.99	2.10	2.06	4.77	2.87	2.48	3.19	1.05	1.01

* 新式戸籍の年度は以下のとおり。出典について詳しくは註16参照。
 孟山郡外南面戸籍：1906年
 順川郡鳳岾面戸籍：1897年（이정주2015a）
 亀城郡内東面戸籍：1898年（이정주2013）
 端川郡新湍面戸籍：1896年（山内2012）
 泰安郡遠二面戸籍：1905年（山内2011）
 草溪郡初冊面・伯岩面戸籍：1907年（임학성2017）

か、1906年という時期によるものなのか、あるいは異なる背景があるのかに関しては、さらなる検討が必要であろう¹⁷⁾。

それでは、以下、『孟山郡外南面戸籍』の記載内容を詳しく検討していくことにしよう。

2 戸内登載者

(1) 戸内の構成

『孟山郡外南面戸籍』の戸数は248戸、登載人口は926人、1戸平均3.7人であった。平均3.7人という数値は新式戸籍ではやや少なめであろう¹⁸⁾。これを戸内人数の分布（戸内人数別戸数）からみると表4となる。最小1人、最大13人で、最頻値は2人戸（88戸）である。中央値は4人戸（73戸）で、3人以下の戸の比率が48.8%となる。

こうした戸がどのような人々から構成されていたのか、戸主との関係で示したのが表5である。戸籍表には戸主のほか、同居親属として戸主の妻、母・祖母、子（男子）・女（女子）・孫、男子・孫の婦、女子の婿、弟および嫂（弟嫂、弟の配偶者）、姪（甥）および姪婦が登場し、それ以外に寄口が載せられている。雇傭欄への記入例はない。全926人中、寄口は男女各2人のみで、ほとんどを戸主（26.8%）とその同居親属（72.8%）が占めている。

表4 『孟山郡外南面戸籍』戸内人数の分布

戸内人数	戸数
1	1
2	88
3	32
4	73
5	12
6	24
7	5
8	6
9	1
10	4
11	0
12	1
13	1
計	248

17) 1906年後半から1907年にかけての戸口調査は警務顧問部（丸山重俊警務顧問）が主導し、その結果が『韓国戸口表』にまとめられた。草溪郡の場合、1907年の新式戸籍と『韓国戸口表』の戸口数はほぼ一致し（임학성2017：16、表3）、両者に何らかの関係があったことを推測させる。しかし、孟山郡の新式戸籍は1906年1月の完成であり、警務顧問部調査との関係は想定しにくい。

18) 前述したように新式初年度（1896～97年）の全国戸口の集計値では1戸あたり4.0人であった（山内2014：48）。

戸主は全員男性で女性戸主の例はない。旧式戸籍には女性戸主がしばしばあられ、また新式でも漢城府戸籍などには女性戸主が登場する。したがって、この時期の孟山郡でも女性単独ないし女性とその子女などからなる世帯が存在していた可能性は小さくなく、孟山郡では意図的に戸籍に載せる戸を男性戸主戸に限っていたとみるべきであろう¹⁹⁾。戸主の96.4%には妻が載せられている。妻は1人の戸主に1人のみで、2人以上の妻が記載されている戸はない。男性戸主とその1人の妻の組み合わせが戸の基本となっている。

妻以外の同居親属では子（男子）および孫とその配偶者である婦（子婦および孫婦）が大半を占める。子・孫の68.0%には配偶者（婦）が載せられている。戸主の女（女子）はわずかに1人いるのみで、婿とともに載せられている。夫の妻方居住の例は新式戸籍時期ではめずらしい。戸主の女子の記載例がほとんどないという点については、実際の戸内に結婚前の女子が皆無ということはあるので、女子には相当の漏口があったとみてよい。全体に女性人口が少ない理由の一つであろう。また、図1に例示したように『孟山郡外南面戸籍』では同居親属の年齢を記載していないので明確ではないが、他地域の例から推して男子・孫にも婚姻前の若年層を中心に漏口があった可能性が十分にある²⁰⁾。

戸主の兄弟姉妹についても弟のみあられ、姉妹（および兄）の例はない。全248戸のうち、弟・嫂・姪などの傍系親族を含む戸は28戸、11.3%で、咸鏡南道『端川郡新満面戸籍』の82.8%にくらべるとはるかに少ない（山内2012：40）。

以上のように『孟山郡外南面戸籍』上の戸には、男性戸主とその妻を基本に直系の男子・孫とその配偶者を載せる戸が多い。戸主の女子は皆無に近く、傍系親族の記載も少ない。戸籍に登載されていない親族が一定程度いたとみられる。また寄口も少なく、雇傭は1人もいなかった。1戸平均の戸内登載者数が3.7人で2人戸の戸数をもっとも多いのは（表4）、こうした戸の構成を反映したものと考えられる。

なお、男性戸主が大半を占め、戸主の男子が戸主の女子よりも多い傾向は新式戸籍全体に

表5 『孟山郡外南面戸籍』登載者の内訳(人)

		男	女	計
戸主		248	0	248
同居親属	妻	—	239	239
	母	—	16	16
	祖母	—	1	1
	子・女子	187	1	188
	孫	16	0	16
	婿・婦	1	138	139
	弟・妹	33	0	33
	嫂	—	33	33
	姪・姪婦	5	4	9
寄口		2	2	4
雇傭		0	0	0
計		492	434	926

19) これまでの研究でも北部地域（平安南北道・咸鏡南北道）の新式戸籍には女性戸主があらわれない（○ 清子2016：18）。

20) たとえば『忠清南道泰安郡遠二面戸籍』の登載者（年齢記載のない寄口・雇傭をのぞく）の年齢分布を見ると、男女とも25歳以下が明らかに少ない（山内2011：52）。また、『孟山郡外南面戸籍』登載の子・孫の68.0%には配偶者（婦）が記載されており、これも婚姻前の若年層の漏口の可能性を示唆する。

共通するが、とくに平安道地域(平安南道・平安北道)の新式戸籍に顕著である。この地域では女性戸主がまったくあられわれず、男子と女子の比も圧倒的に男子が多い(이정주2016: 15, 18)。さかのぼって、平安道の旧式戸籍で唯一現存する1852年『平安道中和府壬子式年戸籍』をみても、女性戸主は皆無で戸主の女子もいっさい記載されていなかった(山内2019: 21-22)。19世紀以来の平安道地域の戸籍の特徴とってよいのかもしれない。

また、同居親属の書式は図1に例示したように、女性の場合「妻李氏」など、姓氏に「氏」をつけて記載し、本貫や年齢の記載はいっさいない²¹⁾。旧式戸籍では姓氏につける呼称に身分的差異があり、「氏」のほか「姓」・「召史」・「助是」などが付されたが、新式戸籍ではおおむね「氏」に統一されており、孟山郡もそれになっていたようである²²⁾。戸主と同姓の男性は「子完徳」のように名のみを記し、やはり年齢は載せられていない。異姓男性(婿)も姓名のみで、本貫・年齢はない。他地域では平安南北道を含め、同居親属の年齢や本貫を記している新式戸籍もあるが、『孟山郡外南面戸籍』は同居親属の情報は極めて簡潔である。戸口調査細則に同居親属の記載書式に関する指示はなく、実際の記載方法については各郡の判断に任されていたことによるのであろう。

(2) 戸主の職業・姓貫・年齢

戸主については、姓名・年齢・本貫・職業・四祖(父・生父・祖・曾祖・外祖)が記されている。職業欄の記載内容を里・洞単位に整理したのが表6である。

記載された職業は「農」単独か、「幼学」と「農」を併記したものに限られる。後者を表6では「幼学・農」としているが、おそらく「職業」を「職」と「業」と解し、「職」を「幼学」、「業」を「農」としたものなのであろう。「農」のみの戸主は全体の86.7%、「幼学」と「農」を併記した戸主が12.5%である。

幼学とは官職をもたない儒生を意味する。17世紀から18世紀前半にかけてはお

表6 『孟山郡外南面戸籍』職業別戸主数

里	洞	職業			計
		農	幼学・農	無記載	
鷲岩	瓦	17	3	0	20
	吉峴	29	0	0	29
	文岩	11	6	0	17
	朱砵	25	0	0	25
	南陽	13	4	0	17
	新浦	10	2	0	12
	計	105	15	0	120
朴達	上界	24	0	0	24
	中界	23	6	0	29
	大興	31	0	1	32
	新興	9	10	1	20
	仁	12	0	0	12
	永安	11	0	0	11
計	110	16	2	128	
2里合計		215	31	2	248

21) 同居親属の年齢記載の有無は郡によって異なり、同じ平安南道でも定州郡の新式戸籍は同居親属の年齢を記載している(이정주2015a: 11)。

22) ただし、漢城府戸籍や蔚山郡屠漢籍、宝城郡屠漢籍などに「召史」など「氏」ではない呼称を用いている例がある(이정선2016: 182, 山内2021: 231-232)。

おむね官職品階をもたない士族の称する職役であり、幼学は軍役負担が免除されていた。その後、とくに19世紀になると戸籍上で幼学を称する者が急増する現象が顕著になった。たとえば、平安道で現存が確認されている唯一の旧式戸籍である1852年の『平安道中和府壬子式年戸籍』では、戸主のなかで幼学を職役として記載する者が77.7%に達している（山内2019:24）。新式戸籍になって、役負担と結びつき身分的性格の強かった従来の職役に代わって職業欄が設けられると、幼学が職業として記載されることはまれになるが、『孟山郡外南面戸籍』のように「農」と併記して記載されることもあったのである。「幼学」と「農」との併記は他地域にも例があり、また「儒」・「士」といった職業を記す例もみられる²³⁾。1870年代以降の身分的役制の改革、さらに甲午改革での身分的役制・税制の廃止にともない幼学を称する公的負担上の意味は消滅していたはずである。それにもかかわらず、『孟山郡外南面戸籍』において戸主が「農」のみの戸と「幼学」を併記する戸とに二分され、幼学併記戸が10%を超えているという点は、幼学併記が例外というわけではなく、何らかの両者のあいだに差異が存在していたことを予想させる。

つぎに、姓貫別の戸主数をまとめると表7となる。姓と本貫（祖先の出身地）は父系によって伝えられ、朝鮮戸籍では一貫して重視された。『孟山郡外南面戸籍』の戸主には姓が28種、姓貫（全州金氏など、姓と本貫の組み合わせ）が52種みられる。10人以上いる姓貫は全州金氏・慶州金氏・全州李氏・慶州李氏・忠州朴氏・平山申氏・江陵劉氏・順興安氏の8姓貫である。

朝鮮時代後期以降になると、特定の姓貫集団が村落の過半を占めるような同姓村落が登場する。そこで、居住している洞と姓貫との関係についてみてみると、朴達里中界洞では忠州朴氏が29戸中18戸（62.1%）を占めている。忠州朴氏の戸主は外南面全体で26人いるが、その多く（69.2%）が中界洞に集中していることになる。このほかは朴達里新興洞の全州金氏（20戸中8戸、40.0%）、鷲岩里朱砵洞の江陵劉氏（25戸中8戸、32.0%）をがめだつ程度で、同じ姓貫の戸主が集中している同姓村落とみなせるような洞は少ない。

また、姓貫と職業との関係を見ると、幼学と農を併記した31人の戸主は15種の姓貫にわかれ、全州金氏の6人、全州李氏の6人、忠州朴氏の4人がめだつ。ほかはいずれも1～2人である。居住洞との関係では、中界洞の忠州朴氏18戸のうち2戸が幼学と農を併記し、新興洞の全州金氏8戸のうち3戸が幼学と農の併記である。姓貫と職業・居住地との関連はある程度認められるものの、それほど明瞭ではない。

このほか戸主に関する情報に年齢と四祖がある。年齢は戸主のみ記され、同居親属には記載がないので、全登載者の年齢分布を知ることはできない。戸主の年齢は15歳から89歳まで

23) 慶尚道の士族系家門伝来の戸籍表に「幼学」と「農」の併記例があるほか（山内2014:54）、平安北道定州郡の新式戸籍では職業を「農」・「漁」などとしつつ、ほとんどの戸主の姓名の前に「幼学」がつけられている（이유진2016:35-36）。

表7 『孟山郡外南面戸籍』姓貫別戸主数

姓	本貫	姓貫別	姓別	姓	本貫	姓貫別	姓別
金	全州	25	48	盧	海州	4	4
	慶州	12		康	晋州	4	4
	金海	5		徐	伊川	1	3
	延安	3			義州	1	
	康津	2			利川	1	
	順天	1		田	潭陽	3	3
李	全州	22	43	林	安東	1	3
	慶州	16			安洞	1	
	弘州	2			全州	1	
	広州	1		趙	漢陽	1	3
	清海	1			白川	1	
	白川	1			密陽	1	
朴	忠州	26	33	張	安東	3	3
	密陽	7		高	濟州	1	2
申	平山	19	19		全州	1	
崔	全州	9	17	石	忠州	2	2
	登州	7		孔	曲阜	2	2
	清州	1		姜	晋州	2	2
劉	江陵	12	12	韓	清州	2	2
吉	善山	7	11	鄭	延日	2	2
	海平	3		白	水原	1	1
	海州	1		吳	海州	1	1
安	順興	11	11	全	全州	1	1
方	温陽	9	9	孟	新昌	1	1
曹	昌寧	3	5	任	豊川	1	1
	昌陵	1		計		248	248
	海州	1					

の分布で、平均は48.9歳である。四祖(父・祖父・曾祖父・外祖父)はほぼ全員記載している。戸籍表にある「生父」欄の記載例は誤記とみられる2例をのぞいてない。四祖の記載は名のみで(外祖父は姓名)、平安北道定州郡の新式戸籍などでみられる、四祖名に「学生」などを付記した例(이유진2016:36)はない。

3 家宅

家宅情報は新式戸籍になってあらたに設けられた項目である。已有(持ち家)・借有(借家)、瓦家(瓦葺き)・草家(草葺き)に区分して家屋規模を示す間数が記されている²⁴⁾。

24) 「間」とは家屋の広さを示す単位で、おおむね四本の柱で囲まれた広さが1間であった(吉田2009:144-145)。

表8は各戸の家宅間数別の戸数をみたものである。図1で示した例のように、瓦家と草家両方に間数を記載している場合はその合計間数によっている。2間から12間までの分布で、3間の戸が84戸ともっとも多いが、5間、6間の戸も少なくない。1戸あたりの平均間数を出すと4.4間となり、また各戸間数の合計を登録人口で割った1人あたりの平均間数は1.2間である。他地域新式戸籍の1戸平均間数は、漢城府が11.6間と突出して多いほか、京畿・黄海・平安南道・平安北道・咸鏡北道が高い数値を示す²⁵⁾。平安南北道では、平安南道順川郡鳳岾面戸籍が4.2間、平安北道亀城郡内東面戸籍が5.2間であり、『孟山郡外南面戸籍』の4.4間も類似する傾向を示すといつてよからう²⁶⁾。

表8 『孟山郡外南面戸籍』家宅間数の分布

家宅間数	戸数
2	18
3	84
4	16
5	65
6	49
7	8
8	6
9	1
12	1
計	248

瓦草別の間数を已有・借有ごとに集計すると表9となる。合計1096間中、瓦家が383間、草家が713間で、瓦草別の比率を示すと、それぞれ34.9%と65.1%になる。已有・借有の別では合計1096間中の1018間(92.9%)を已有が占めている。前述したように戸籍末尾の

表9 『孟山郡外南面戸籍』家宅間数の内訳

	已有	借有	間数計	瓦草比率
瓦家	365	18	383	34.9%
草家	653	60	713	65.1%
計	1018	78	1096	100.0%

*単位は間

已上条では家宅間数が合計1104間、瓦372間、草家732間とまとめられていた。戸口数と同様に已上条の家宅間数も収録戸籍表の集計値に近似するといつてよい。

また、表には示していないが、戸数で見ると、瓦家を含む戸が123戸(全戸数の49.6%)、草家を含む戸が228戸(全戸数の91.9%)となる。両者の戸数を足すと外南面の全戸数248戸を越えるのは、瓦家・草家双方を記載している戸が少なくないためである。およそ半数の戸に瓦家があり、間数でも瓦家間数が全体の34.9%というのは、新式戸籍のなかでもかなり高い瓦家率といつてよい。咸鏡南道端川郡新満面戸籍は高い瓦家率が特徴で、戸数で全体の48.0%、間数で全体の55.0%が瓦家であったが(山内2012:45)、孟山郡外南面もこれに匹敵する。また、孟山郡と同じ平安南道の順川郡の瓦家戸数比率は22.5%(이정주2015a:21)、平安北道亀城郡の瓦家を含む戸の比率は12.9%である(이정주2013:341)。一方、中南部地域の瓦家比率は、漢城府のような都市部を例外として全体に低く、たとえば忠清南道泰安郡遠二面戸籍はすべて草家で瓦家はなかった(山内2011:52)。孟山郡をはじめとする北部地域の瓦家比率の高さをどう理解すべきか、そもそもこの瓦家が実際にどのようなものであったのかという点を含め、別途検討が必要である。

25) 임학성이各地の新式戸籍の家宅情報を整理している(임학성2017:46-47、付表4)。

26) ちなみに、忠清南道泰安郡遠二面戸籍は平均3.3間、咸鏡南道端川郡新満面戸籍は平均3.7間で、4間を下回る(山内2011:52、山内2012:45)。

最後に、家宅と職業との関係についてみておくと、職業に幼学を併記した戸の平均間数は3.7間で全体平均よりもやや少ない。瓦・草については、幼学併記戸のうち41.9%が瓦家を含み、間数では幼学併記戸の家宅間数合計の28.0%が瓦家である。いずれも全体より低めの値で、幼学併記戸と瓦家との間に強い関連はない。幼学併記戸と農のみの戸のあいだに家宅の上で明確な差異はなかったようである。

おわりに

以上、『孟山郡外南面戸籍』の基礎的な検討をおこなってきた。本戸籍の特徴としてはつぎの点があげられよう。

第一に、『孟山郡外南面戸籍』は新式戸籍として標準的な様式であり、戸口調査規則・戸口調査細則にもとづく戸口調査と戸籍の編籍が1906年のこの地域でも確実に実施されていたことを確認できる。ただし、たとえば本戸籍では同居親属の年齢が記載されていないなど、同じ平安南道内でも記載方法の細部については郡による差異がみられる。具体的な記載方法は各郡の判断・慣行によったのであろう。

第二に、戸口数は18世紀の戸口記録や1907～1910年の警察力を動員した調査よりも少ないものの、他地域にくらべると戸口数、とくに戸数の変動幅が小さく、比較的把握率が高かったことを予想させる。これが地域的な問題なのか、1906年という時期の問題なのかについては、今後の検討を必要とする。1戸あたり平均人数は3.7人で、ほかの平安道地域と同水準であり、性比は113.4で男性が多かった。戸内登載者の構成からみて、少なくとも戸主の女子にはかなりの漏口が予想された。

第三に、戸主の職業はほぼ全員が「農」と記載しているが、戸主の12.5%は「幼学」も併記していた。また、家宅の瓦家率が高く、およそ半数の戸に瓦家が記載されていた点も注目される。幼学併記戸とそうでない戸とのあいだに瓦家の有無における違いはみられないものの、幼学記載や瓦家の存在が何らか社会的・経済的な差異を反映している可能性はある。これと関連して、20世紀初頭の孟山郡において「郷人」に「旧郷」・「新郷」などといった区分があったことを示す史料が残っている²⁷⁾。ここでいう「郷人」は士族ないし在地の有力者を指し、朝鮮時代後期以来、古くからの「郷人」である「旧郷」と新たに「郷人」として認められるようになった「新郷」といった区分が各地にみられた。20世紀初頭の孟山郡においても、こうした「旧郷」・「新郷」といった区分が一定の社会的な意味をもっていたようである。

27) 1902年から1907年ころにかけて平壤に別宮(豊慶宮)を営造する費用調達の一環として、平安南北道管下の各郡に郷礼銭が割りあてられた。その際、各郡では「郷人(郷録人)」を「旧郷(元郷)」・「新郷」などに分類し、その区分ごとに異なる額を徴収した。孟山郡では「郷人」が「旧郷」・「中徴」・「移郷」・「新郷」・「新入」・「之次」に分けられている(『平安道郷銭成冊』第6冊)。

また、本戸籍作成の翌年、1907年には孟山郡でも義兵の活動が起きている²⁸⁾。併合を目にしたこの時期の北部地域の社会秩序とその変動についてはなお考察すべき課題が残っているというべきであり²⁹⁾、本『孟山郡外南面戸籍』もその検討の一助となることが期待される。

参考文献

【史料】

- 『韓国戸口表』政府財政顧問本部、(1907年調査)
『官報』内閣記録局官報課(朝鮮)編、ソウル大学校奎章閣韓国学研究院所蔵
『戸口総数』ソウル大学校奎章閣韓国学研究院所蔵。影印：『戸口総数』ソウル大学校奎章閣、1996年
『関西邑誌』(奎章閣21冊本)ソウル大学校奎章閣韓国学研究院所蔵。影印：『邑誌 十五 平安道②』亜細亜文化社、1986年
『関西邑誌』(奎章閣26冊本)ソウル大学校奎章閣韓国学研究院所蔵。影印：『邑誌 十六 平安道③』亜細亜文化社、1986年
『平安道郷銭成冊』7冊、ソウル大学校奎章閣韓国学研究院所蔵
『平安南道孟山郡外南面戸籍』国立歴史民俗博物館所蔵、登録資料名称『平安南道孟山郡戸籍大案』
『民籍統計表』内部警務局編刊、1910年
『孟山郡誌』安養錫著、孟山儒林会発行、1937年。影印：『韓国近代邑誌』61、韓国人文科学院、1998年
『輿地図書』影印：『輿地図書』上・下、国史編纂委員会、1973年

【研究文献】

- 이유진 2016 「광무호적의 호구변동 사례 연구—광무 3, 4년 평안북도 정주군 해산면 호적을 중심으로 (光武戸籍の戸口変動事例研究—光武 3, 4年平安北道定州郡海山面戸籍を中心に)」『역사민속학 (歴史民俗学)』51
이정선 2016 「한국근대호적의 호주 및 가족구성—1906년 한성부호적을 중심으로— (韓国近代戸籍の戸主および家族構成—1906年漢城府戸籍を中心に)」『서울과 역사 (ソウルと歴史)』92
이정주 2013 「19세기말 평안북도구성군 家戶의 구성과 거주양태 (19世紀末平安北道龜城郡家戶의構成と居住様態)」『역사민속학 (歴史民俗学)』43
—— 2015a 「19세기말 戸籍表로 본 平安南道 順川郡 戶의 구성 (19世紀末の戸籍表からみた平安南道順川郡戸の構成)」『史叢』84
—— 2015b 「1905년작성 平安北道 慈城郡 호적 검토 (1905年作成平安北道慈城郡戸籍の検討)」『역사민속학 (歴史民俗学)』49
—— 2016 「광무 연간 북한 지역 여성의 호적 기재 양상 (光武年間北韓地域女性の戸籍記載様相)」『역사민속학 (歴史民俗学)』51
임학성 2017 「20세기 초 慶南 草溪郡 주민의 거주 양상—光武 11년 (1907) 草溪郡 初冊面·伯岩面

28) 『孟山郡誌』第51章経乱、丁未大騒。

29) 咸鏡道地域での「儒戸」の多さと関連して、別稿では19世紀末葉の咸鏡道洪原県の社会秩序について検討した(山内2020)。

戸籍 자료의 분석 사례—(20世紀初慶南草溪郡住民の居住様相—光武11年草溪郡初冊面・伯岩面戸籍資料の分析事例—)『한국학연구(韓国学研究)』46

東洋文庫東北アジア研究班(朝鮮) 2004 『日本所在朝鮮戸籍関係資料解題』東洋文庫

- 山内民博 2011 「朝鮮新式戸籍関連資料の基礎的検討(1)—忠清南道泰安郡新式戸籍関連資料—」『資料学研究』(新潟大学大学院現代社会文化研究科) 8
- 2012 「朝鮮新式戸籍関連資料の基礎的検討(2)—建陽元年咸鏡南道端川郡新満面戸籍—」『資料学研究』 9
- 2014 「一九世紀末二〇世紀初朝鮮における戸口調査と新式戸籍—地方における認識と対応—」『朝鮮史研究会論文集』52
- 2018 「朝鮮新式戸籍関連資料の基礎的検討(3)—黄海道鳳山郡僧屠戸籍冊—」『資料学研究』15
- 2019 「1852年朝鮮『平安道中和府壬子式年戸籍』初探」『資料学研究』16
- 2020 「19世紀末葉朝鮮北東部地域の社会秩序—咸鏡道洪原県の儒士・武士・富民」『環日本海研究年報』(新潟大学大学院現代社会文化研究科) 25
- 2021 『戸籍からみた朝鮮の周縁—17-19世紀の社会変動と僧・白丁—』知泉書館
- 吉田光男 2009 『近世ソウル都市社会研究—漢城の街と住民—』草風館

* 本研究はJSPS科研費17K03127、18H03585の助成を受けたものである。